

船用品等検査試験で用いる刻印・押印の代替措置に関する事項

改正要領

船用品等検査試験規則

改正理由

船用品等検査試験規則において、検査試験を行った物品に対して記章や検査員番号等を刻印又は押印する旨規定されている。

このような検査試験に関しては、近年の遠隔技術の進歩や社会情勢の変化に伴い、遠隔実施の要望が寄せられるようになってきており、これに対応した手法を考慮する必要がある。

このため、鋼船規則等の総合見直しの一環として、船用品等に対する検査試験の証明方法に柔軟性を持たせるために、刻印又は押印以外の代替手段を認めるよう関連規定を改めた。

改正内容

船用品等検査試験で用いられる刻印又は押印の代替措置について規定した。

改正条項

船用品等検査試験規則 第6条